

# 平成26年6月甲良町議会定例会会議録

平成26年6月6日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	中川愛博	教育次長	金田長和
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	川嶋幸泰	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	学校教育課長	大橋太
企画監理課長	中川雅博	社会教育課長	山本昇
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美
保健福祉課長	米田志保子	選挙管理委員長	上田進彦

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 山崎 志保美

(午前8時59分 開会)

○建部議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、6月定例会2日目を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 丸山光雄議員および7番 木村議員を指名いたします。

日程第2 5日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、6番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 それでは、一般質問に入ります。

安全、安心のまちづくりのために。まず、尼子地先の近江鉄道沿いの町道、これは近江鉄道の西側です。舗装してほしいと町民から要望が出されていると聞くが、これはほんとうですか。担当課長。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 要望はいただいております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 わかりました。それでは、要望が出ているという形で質問を進めてまいります。

今現在、どのような計画で、いつごろから、どのような予定で工事が始まるのかお聞かせ願いたい。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今年度につきましては、予算化ができておりません。また、来年度に向けて実現するよう検討していきたいと思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今年度はできないということですが、来年からするという形になっているということですが、聞く予定でいたんですけど、いつごろからというのはまだわかりませんか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今のところ、年度まではわかりませんが、前向きに検討していきたいと思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 前向きにということで、町民も喜ぶと思います。また、私ども報告を受けた以上、報告をしやすいので、またその点でやってほしいと思います。

この道路は、今までは自動車あまり通らない道だと思うが、尼子下出屋敷の字内を通らないでほしいとなったことから、古河電工の社員が通勤用の道に利用していると聞きました。ですから、この道が以前よりひどくでこぼこが大きくなってきているということです。農家の方から苦情が出ているので、私のところに来ました。それと、信号機を通らずに走れるので、利用しやすいということも聞いています。こういう面を考えて、どう対応していきますか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 お話は、区の区長さんの方からも伺いをしておりましたので、実現できるよう前向きな検討と思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 非常にありがたい返事だと思います。ぜひ、頑張ってください。

予定があれば、工事費の金額も聞こうと思ったんですが、今のところはわかりませんね、当然ね。わかりました。あといろいろと尋ねようと思ったんですけどね。こういうことを全面的にさせていただくと、やっぱり町民の喜ぶことをしていただくと。きのうの質問の中で、人口減少、人口減少と何人かが言っていましたけど、そういうことにも役立っていくと思うんです。だから、滋賀県はまだまだ人口は全体的にあまり減っていない方らしいです、全国的には。甲良町の人口も減らないように、こういう面で頑張りたいと思いますので、よろしく頼みます。

次に、行きます。2の1番。町職員は、全体の奉仕者として職務を実行することについてお尋ねいたします。町役場全体の印象を左右する職員の挨拶を爽やかに行うことが必要ではないかと思うが、現状はどんなぐあいでしょうか。お願いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 挨拶に限らずですけど、もちろん挨拶をするようにということも含めて、職員の方には課長会等でお話をさせていただいているところです。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今のように、挨拶するように心がけていると言っていますが、こういう爽やかな挨拶のできるような教育とか研修などは実施しているのでしょうか。お尋ねいたします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 あえて研修というところまではやっていませんけれど、機会あるたびに話をさせてもらっています。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 そうです。やっぱり挨拶が一番大事だと思うんです。挨拶によ

って、その後の気分が違ってくるんですよ。爽やかな感じでその日を過ごせるか、嫌な感じで過ごせるか、やっぱり大事だと思います。特に、来庁者の心を和やかにするには大事なことだと思いますので、しっかりと勉強するようによろしくお願いいたします。

2の2に行きます。税金の取り立てをめぐって、弱い町民の立場に寄り添って、丁寧な対応をしていらっしゃるでしょうか。担当課長。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 取り立て等をめぐってという話ですけども、税金というのはほかの電気代、ガス代とは違って、自主納付というのが原則になっておりまして、みずから納めていただくということになっております。その中で、一定のルールに基づいて算定をさせてもらっていると。というのは、主には収入、資産、そして、加入者の人数等を算定して、その方の税金を決めさせていただいて、その中で納期限というのが決まっております、その納期限内にお納めいただくということに基本的になっているということでございます。その中で、納期限後にまだ納まっていない方については、そこで未納という話にはなるんですが、その後については、その翌月に督促状という形で納付をまだいただけていませんよというお知らせをさせていただくということになっております。それでも納まっていないということになると、電話での催告、まだ納まっていませんよというようにまたお知らせをさせてもらう。それでも納まらないという方については、催告状というのを督促の次にもう一度、催告を文書でさせていただいているということになります。

それでも、なかなか納まっていたかかない方については、差し押さえ等の強制徴収の予告書というのをまず送らせてもらう。いきなりやるわけじゃなくて、このままいくと差し押さえ、強制徴収の対象になりますよという予告書を送ります。早急にお納めいただきたい。そして、お納めできない状況があるのであれば、来庁されてその状況をお聞かせ願いたいという文書を送らせていただいております。

それでも、来られないと、お納めいただけない方については、財産調査をさせていただくと。その中で、財産、預金、給与等を調査させていただいて、その中で預金等財産が調査の上であった場合について、税に応じて強制的に徴収をさせていただくと。これについても、やむを得ずやらせていただく。財産があるんですから、公平の観点からやらざるを得ないというスタンスで実施をさせていただきます。

ただ、預金等調査をさせていただいて、それでもやっぱり預金等も見つからないということであれば、これはお納めいただく資力がないということになり得ますので、その場合は執行停止の手続きの方向性の方に持っていくという話

になっております。それが、3年続く、3年間調査を再度繰り返した上で、まだそういう状況であり得るということであれば、不納欠損の方向に持っていくということで、その状況に応じてルールに基づいてやっているということになります。

その中で、来庁される方もおられます。督促の予告をされて、これは困るよという話で来られて、その場合には一括納付をお願いするというスタンスで言うんですけども、それは無理ですよという話になってくる傾向がありますので、その場合は、分納で幾らできますかというところのお話し合いを丁寧にはさせていただいています。1万円、2万円とか、中にも1,000円というものもあるんですけども、できれば1年以内、長くても2年以内に納まるような分納で協議を進めさせていただいて、そこで協議が成立した場合には、分納誓約に基づいた収納をお願いしているということをしていただいておりますので、うちとしてもすぐ納期限が過ぎて滞納処分ということでなくて、何段階かの周知をした上で、やむを得ずやらせてもらうということでやっておりますので、そのあたりをよろしくお願いしたいなと思っております。

以上です。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 おっしゃっていることはよくわかります。だけど、こういう生活困難な弱者、こういう人たちは、まず人の負い目、心の負い目というのを持っているんです。だから、かなりゆっくり落ち着いて親切な対応をしていただけることが、弱者に対して、その人たちの心を和やかにさせることが、また道が開けると思うんです。そういうこともしていただいて、検討していただきたいと思います。

一応、この質問の内容で、一ぺんお聞かせください。ある事例ですが、相談を受けた人Aさんのケースに最終催告書が来ていて、安心して入院もしてられない。病気がますます悪くなっていくばかりだと言っていました。元気で働いていたときは、新築資金をきちんと支払っていたのにとっておられた。新築資金の700万円借りたうちのほとんどを返済され、もう少しのところまで難病とられたので、このような窮状の中にある町民の声をよく聞いて相談に応じて、血の通った温かみのある対応が必要ではないかと思います。今、言われたように、そういう対応をしていらっしゃるのもう少し気長に、今、結構、気長にやっていると思いますが、対応をしていただく、そういうことがこういう弱者、負い目に攻められている弱者には10倍の効果があると思うんです。ですから、こういう意味でなおさら優しい対応をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それで、2の3番にいきます。町全体が全体の奉仕者精神を活かせるような

町政方針の確立をしていただきたい。いかがですか、町長。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 町政といいますか、方針ということですが、25年4月に甲良町の方で甲良町コンプライアンス、法令遵守の取り組みということで、行動指針を作成させていただいています。その中で、公務員倫理の徹底、職員一人一人が高い倫理観を持って、全体の奉仕者として公正に職務を遂行するでありますとか、誠実に行動するということで、職員一人一人が服装や身だしなみに注意しながら、役場の顔であることを意識して、明るい挨拶、親切、丁寧な対応をしますと、法令の遵守ということで、常に根拠となる法令を確認しながら、法令違反の無いように正しく職務を遂行していく。もちろん、当たり前のことなんですけど、そういうことありますとか、情報の厳重な管理でありますとか、適切に業務遂行するというので、日ごろから潜在するリスクを意識しながら、不適切な取り扱いがないように、小さなミスから直して行って、リスクを未然に防止するというようなことありますとか、情報を共有しながら意思疎通を図りながら、スムーズな職務を進めていけるようにということありますとか、個人情報適切な管理、それからコスト意識を持ちながら職務を進めるといった、大きくは公務員倫理、誠実な行動、法令遵守、適切な業務、コスト意識というようなことを行動指針に上げながら仕事をさせていただいているところです。

それと、6月の課長会におきましても、役場職員の理解だけを押つけても、住民さんはなかなか理解できない場合がありますということも含めて、そのところはこちらが説明したというだけでなく、住民さんがわかったと言ってもらえるような説明をしなければ、それは説明にはなっていないということを言わせていただきました。その手法については、まだまだ勉強しなければならないところもあるんですけれど、個別の対応が必要な場合がありますので、そういうことも含めてやっていきたいとは考えていますし、常に税務課においてもそういうことを意識しながらやっていってもらえるようにという話もしていますし、改善もこれからもしていくという方針ではやっております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 さらに、改善していくよう努力しているということですので、その方向で進んでいっていただきたいと思います。町役場の対応が例えどんなに気に入らなくても、不親切であっても暴力に訴えることについては、私は絶対によくないことだと思っています。同時に、町民全体の奉仕者として町職員が振る舞うことが重要だと思うのです。ですが、例えば国保世帯加入者のうち、103万円以下の世帯が7割を超すという、大変貧困状態が甲良町にはあります。その上に、年金の引き下げや消費税の増税など、生活の苦しさがますます

大きくなるばかりです。そんな町民の暮らしに思いを寄せた町政の運営と町職員一人一人の心がけが大事なのではないのでしょうか。町長、見解をお願いします。

○建部議長 町長。

○北川町長 丸山議員の質問には、総務課長が答えたとおりでございます。特に、役場の職員につきましては、甲良町の職員のコンプライアンス、行動指針に基づいて行動をとるということで、毎年4月1日の職員年度初めの集会の中でも、常に役場の職員は全体の奉仕者ということを徹底して指導させていただいておりますし、特に、新しく毎年入られる職員の皆さんには、市町村の職員研修センターに研修に行ってください、住民さんに対する対応等の研修もしっかりと受けてもらって、そういう部分は地方公務員の規則をしっかりと遵守するという形で、その徹底指導をさせていただいておりますので、そういう意味では、地方公務員の守秘義務、そういうものも徹底もさせていただいております。

したがって、住民の皆さんに対応するにあたって、懇切丁寧に対応するということが基本原則として取り組んでおりますので、今後もこの方針で、この精神で取り組みの徹底した指導もさせていただき、頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、いい答えをいただいたと思います。町全体の奉仕者のつもりで、今後も頑張っていくということで、そういうことは貫いていっていただきたいとお願いしておきまして、私の質問を終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

次に、11番、西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速、質問に入らせていただきます。同僚議員も取り上げた問題でありますけども、今年4月14日の中日新聞、滋賀版で「3町消滅か」とクエスチョンマークとびっくりマークがついています。「人口減に苦慮」との記事が報道されました。できるだけ重複を避けながらも、私としての角度から提案を中心に質問したいと思っております。

地方の人口減少の背景には、極端な効率第一主義を追究する構造改革、新自由主義路線が作用していると見ています。郵政民営化の名のもとに、ユニバーサルネットワークの責任を国が放棄したことに象徴されるように、効率が悪くもうからない分野をすべからく切り捨てる政策が進められてきた結果だと見ています。ガソリンスタンドの撤退、小規模商店の廃業、公共サービスも人口の

少ない地方はおざなりになるなど、ライフサポートの弱体化が進みました。その上に、年金の引き下げ、介護保険の改悪など、社会保障制度の改悪。決定的だと思うのは、農畜産業、林業が立ち行かなくなったことではないかと思えます。若者たちが生活できる職場を求め、その地方から離れて行かざるを得なくなったのが現実ではないかと思えます。

一方、過疎地の状況を見ますと、克服しようとする取り組みも広がっています。マスコミがよく取り上げているようでございます。私は、ラジオが主でありますので、島根県海士町のUターン、Iターンの状況を2度聞きました。東京の出版会社に勤めていた女性が、海士町に転居し、転居者が数百人に増えた様子を、実に生き生きと伝えていました。どんな取り組みがされているのか、なぜそうなったのか学んでみたいと思いました。

それで、まず第一の質問は、人口減の主たる要因をどのように分析しているのかであります。中日新聞の報道では、西村参事さんでしたか、企画監理課の方が答えておられましたが、明快な回答ではなかった報道でありましたので、この原因をどのように町として、担当課として分析しているのか、まずお聞きいたします。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** まず、人口減につきましては、きのうも述べさせていただきましたとおり、全国的に人口が減っているという自然減の要因もありますし、行動的というか、一極集中とか二極集中ということで、若者が都会に仕事を求めて出ていくというような現象も起こっております。そういう中で、甲良町においても例外ではないと思えますし、特に、児童・生徒の数なんか、小学校でもクラスの数が急激に減っているのを案じております。また、若者が出ていくのに、家を建てる場所とかそういうなのも結構厳しく、甲良町の方はしていますので、そういうなのも絡んで人口が減っているのかなとは考えております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 要因の中には、さまざまあると思えます。国の施策、それから、経済活動による要因については、町行政が何ともしがたいというところがあります。しかし、それぞれ抵抗といいますか、工夫ある取り組みによって、この国の施策と経済活動を乗り越えるというか、克服する、そういう取り組みもされているところがありますよね。ですから、そういう点での方向をぜひ見いだしていく必要があるというように思っています。

そこで、2つ目に設定をしていますアンケートの問題です。人口減少の地域は、総じて中山間地に集中をしています。そうとも言えない実態があるようです。実態や要因はさまざまだと思えますので、人口減少について住民アンケートと、それから、以前にも出会い事業のときに言っていました、町外転出者



の意向調査をお願いするというこの取り組みをしてはどうかというように思っています。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 これについても、きのう答弁させてもらいましたように、6月の課長会で、内部のプロジェクトチームをつくりました。人口減少問題の危機意識をまず内部で共通認識をして、人口減に歯どめをかける施策を町全体で、役場全体で考えていかないといかんというようなことであります。

人口減の対策として、例えばですが、工場誘致なり、住宅用地の確保なりの土地利用計画の変更とか、やはり、子育て支援、若者定住、移住対策などを考えて、予算が必要なもの、予算が必要でないもの、時間のかかるもの、時間がかからないもの、また、生活改善的な要素も考えられますので、そういうことも検討しながら、アンケートなり、今、議員が言われた意向調査なりも検討チームで検討していきたいとは考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 アンケートをとる上で、当たりさわりのない回答とならないことを心がけていく必要があると思います。つまり、本音を聞き入れて引き出して、減少傾向の実体面を現実として分析できる内容をもらわんと意味がないですよ。ですから、その点を心がけていただきたいなと思いますが、わが町の場合、交通が極端に不便なわけではありせん。さまざまな要因が考えられますが、まずは客観的、科学的な原因を的確につかむことから正確な処方箋、対策を打ち出すことができます。

先ほど言われましたように、工場誘致だとか、それから、子育ての支援の制度、そこに先に走らないで、実際に減少のもとになっているところは何なのかというやつを十分に分析ができる、役場もそうですし、それから議会もそうです。町民の中でも論議ができる、後でも提案をいたしますが、それが必要だと思います。その際、タブーをつくらず、生の声を集めて、分析する場合も、その情報を公開して、多くの方が分析できるようにすることが大事でありますので、この点をふまえながらのアンケートで、再度、見解をお願いします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 議員も言われたとおりのことも含めて、検討委員会で検討していきたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 3番目に移りまして、その中の対策で、先に走らないと言いましたけども、そういう状況がなかったとしても、私は若者定着施策の充実が必要だということを今まで提起させていただきました。その中で、多賀町も実施をしている、それから、豊郷も検討を始めていると聞いておりますが、住居に対す

る軽減策ですね。固定資産税の軽減、それから、借り入れをされている方の場合には家賃の補助、それから、保育料、税の軽減。それから、医療費、これは子どもさんが安全にしっかりと健やかに育つという意味での行政のサポートですので、この3つについてを1つの例として視野に入れる必要があるのではないかと考えていますので、見解をお願いいたします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 まず、税の部分でございますが、議員のおっしゃります固定資産税の軽減というか減免ということでございますが、今、全国的に少子化ということで、甲良町も人口減少、これは以前から認識をしておったんですけれども、その傾向が想定より大きい状況が今、出てきているのかなというように思います。その中で、1つの対応として若者の定住を促進する施策の一環というのが1つの要素として考えられるわけなんですけど、その中で、若者の定住のための固定資産税の減免でございますが、税の負担という意味で、公平性と中立性、そして財源というところをふまえた上で考えていかなければいけないかなと考えております。多賀町さんの方も、聞いてみますと、税そのものということではなくて、税相当分を助成しておられるのかなと聞いております。そのあたりについても、今おっしゃられておりました、町民の方の分析をして、その要因というのをつかんだ上で、総合的に税だけでなく、ほかのいろんな施策をふまえて検討していく必要というのは考えておりますので、よろしくお願ひしたいというように思っています。

○建部議長 教育次長。

○金田教育次長 それでは、保育料ですが、今のところ、保育料についての軽減という施策は検討はまだしておりません。今後、先ほど言いましたプロジェクトの中で、保育料も必要であるというようなことになれば、検討をしていきたいと思うんですが、全国的にも、県下の中にも保育料の軽減施策をとっているのは承知しております。ただ、今思うところだと、保育料、年間3千5、6百万円ですし、幼稚園料は約500万円になるわけですね。第二子の軽減とか、県下でもやっているところはありますが、保育料を軽減していくことによって課題となってくるのは、当然、子どもが増えると保育士を増やさなければならぬし、人件費もかかってくる。当然、部屋の問題も出てくるだろうし、一番問題なのはやっぱり保育士の確保というのが大きな課題にもなってきます。というようなこともいろいろあるわけでありましたが、今後、そのプロジェクトなりの意見を聞きながら、検討が必要であればしていきたいと考えております。

○建部議長 住民課長。

○川嶋住民課長 医療費の無料化の拡充策でございますけれども、昨日、山田議員に答弁させていただいたとおりで進めさせていただきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それぞれ取り組みの方向を示していただきましたが、やはり、しかしというのがついてくる場合もありますし、よく検討をぜひしていただきたいと思います。

そこで、新しい出会い事業に関して、若年層の定着のためには総合的なプログラムが欠かせないと指摘をしてまいりましたが、まさに遅きに失したとはいえ、行政、議会、住民が共通の認識に立って取り組み立ち向かえば、解決策、前進は必ず見えてくると確信をしています。若者定住施策を立案する上で、基本の柱となると、現時点で考えられる事項を提起しておきたいと思います。

1つは、住民の自主性をあくまで尊重する姿勢を貫くことであります。

2つ目に、住み続けたい、あるいは住みたくなる環境と施策を提起することです。

3つ目に、経済的負担の軽減と、もう一つは、働く場所の確保が決定的になることでもあります。

4つ目に、行政が提起するにあたって、十分、住民の論議、合意を進めることでもあります。

5つ目に、中でも大切なのは、甲良町の歴史、風土をふまえながらも、現状を直視したものにするということです。

6つ目に、これにはこれまで町を上げて取り組んできた「躍進するせせらぎ遊園のまち甲良」の、率直で総合的な総括を行うことが、次に進む上で欠かせないと思います。

いずれにしても、思い切った、従来の枠を越えることが大事でありますので、従来の枠にとらわれない、そういう視点をぜひ求めたいと思いますが、企画監理課長の見解を求めます。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、議員が言われたとおり、従来の考え方で施策も実施してきました。そういう中で実際に人口減も加速しているということなので、今、議員が言われた5つ、6つのことも当然、視野に入れながら、まずは役場の内部での議論から始めていきたいなと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ活発な論議を期待しております。

そして、4つ目に移りますが、町政の中心点を充実させることが大事でありまして、この問題では具体的に何が重点になるのかを定めていって、町のイメージアップとも関係する。それから、財政力にも寄与する、貢献するということが大事な視点であります。例えば、甲良町にあった再生可能エネルギーの導入で、財政確保と町のイメージアップにもつながる点で、中心点をぜひ打ち出

していただきたいと思いますと思うんです。

十分に調べてはいないんですが、ある講演で講師の方が述べられていました。高知県の檮原町、四万十町です。そして、3つ目は岩手県の葛巻町の例であります。いずれも再生可能エネルギー、風力発電の設置、それから太陽光の設置、メガソーラーの設置をして、財政的にも5,000万円、6,000万円の収入財源を売電によって生んで、それでいろいろな子育て施策、それから、農地を守る施策、それから、農業者がいろいろな点で取り組んで所得補償にも繋がる施策、こういう財源としても使っていると聞きます。

そういう点でも、中心点。人為的に絞っていくのは、私は賛成できませんが、住民の中でいろいろ知恵を絞りながら、その中で中心点が定まっていくと思えますが、こういう視点が必要だと思えますが、見解を求めます。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今、言われた高知県の檮原あるいは四万十川、岩手県の葛巻はクリーンエネルギーのまちづくりということで展開をされています。風力発電やメガソーラーにつきましては、立地条件的なことも関係するのではないかなというようには考えております。甲良町の財源確保につきましては、企業誘致がよいのではないかと考えておまして、特に、雇用の数が多い企業を誘致するのが甲良町にはよいのかなとは現時点では考えております。イメージアップとしてですが、甲良町におきましては、やはり道の駅せせらぎの里をオープンしていますので、やっぱりそれを拠点に農業振興なり、観光振興、安全、安心のまちづくりに取り組んで、全国的にこれから発信をしていくのがいいのかなとは考えています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 雇用の点も非常に大事ですので、風力発電にしろ、メガソーラーにしろ、人員がほとんど要らないんですよ。管理だけですから、普段は勤務なしという状況ですから、今言われたような視点、例えば、老人施設、健康管理の施設などは保健師さん、それからケアする人、食堂の関係で職員がかなり増えるというデータもありますので、その点を考えていただきたいと思います。

次に、5つ目の地域おこし協力隊、これは町長が冒頭の挨拶の中でも触れられましたので、重なる点は結構ですので、今の位置づけ、そして現時点でどのような計画をされていて、今後の課題をどのようにされようとしているのかの説明をお願いいたします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、位置づけの方ですが、移住、定住対策と地域の活性化として位置づけております。協力隊員の宮永さんにつきましては、新規就農者の受け入れとサポートに取り組んでいただいております、現在は道の駅の

南側に農地3反を借り入れて、露地野菜の栽培に取り組んでいただいております。道の駅などへ出荷を予定していますし、一定の収穫が出れば、甲良町でもうかる農業ということを全国に発信してもらいます。甲良町に住んで、新規就農される方を受け入れる組織をつくる計画をしていただいております。また、正楽寺の自治会活動以外にも、正楽寺の集落営農組合にも加入されて、オペレーターとして活躍をしていただいております。

もう一人の隊員である中屋さんの方ですが、特産品開発と道の駅をはじめ、甲良町の情報発信、空き家の調査を計画しています。現在は、特に情報発信ということで、今、町のホームページの充実をしていただいておりますし、それが終わったら、道の駅の専用のホームページを立ち上げていただきます。それと並行してですが、特産品開発ということで、加工品ということで、甲良の梅や柚を使ったものを試作をしていただいている最中であります。まだ、来られて2カ月ということですが、地域おこし協力隊の任期は3年ありますので、3年終了した後も、甲良町に住んでいただけるように、町の方もサポートをしていかなあかんとは思っていますし、またこれが成功しましたら、第2次、第3次の受け入れの方も考えて、人口増に貢献していきたいとは思っています。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 るると取り組みの内容、今後の課題について展望を示していただきましたが、重なるかもしれませんが、とりわけ住民との連携の問題、それから、町全体の取り組みにどう発展させて、どうリンクさせるかというところでの仕組みや仕掛けが必要だと思います。つまり、地域おこし協力隊の2人の活躍が、行政との関連、それから住民との連携をどういうようにして構築をするのかというのが受け入れる側の住民側、それから、受け入れる側の行政の側がどういうようにして、彼らは勝手にやっているわけではありませんので、その仕掛け、仕組みをどうつくるのかについて具体的に展望なり、それから計画があれば示していただきたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今現在は、正楽寺と金屋さんの方に住まれておりますので、その自治会活動に取り組んでもらうということで、まずはその方との交わりとか接触をしていただいております。先般も近隣で地域おこし協力隊員が何人かおられますので、その情報交換会なりもセットされまして、今どういう活動をしているかと勉強している段階でありますので、そういう勉強でいい情報なりがありましたら、そういうように取り組んでいきたいなと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。協力隊同士の連携は、一般新聞でもよく取り上げられて、私が読んでいる女性の新聞にも、女性の協力隊員が結構多いようでして、その連携をする新潟県の取り組みが紹介されていました。ぜひ私たちも励ます立場でかかわっていききたいというように思っています。

6つ目のこの人口減の問題の最後なんですけど、仕掛けづくりとも関連をいたしますが、住みやすいまちにしていくために、住民が対等、平等で住民自治が花開く。つまり、いろんなことが言いやすい、本音で語り合える、そして、まちづくりの問題について進めていくというのが大事でありますので、私は例えばというようにして、100人委員会などが介護保険の新設のときに多く取り上げられていました。それから、元気老人をどういうようにして維持、発展させるのかということでも、100人委員会。また、自然エネルギーなど、住民のNPOをつくって、そこに行政が支援するという仕組みなどが各地で取り組まれて注目をされているところではありますが、そういう場が、町民が参画できる場が必要だと思いますので、この6番目のこの点の見解をお願いいたします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 現在は、町民みずからがまちづくりに参画し、考え、行動することによって、地域自治の実現を図ることを目的に、甲良町のまちづくり条例が施行されています。その中で、まちづくり協議会というのがありまして、それで年3回、住民自治について自由に話し合える場がセットされています。現在は、まちづくり関係ではこの場だけかなと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、去年の9月24日に開かれた甲良町のまちづくり協議会の会議の次第の資料とレジュメをある方からいただきましたが、そこでは地域おこし協力隊の説明もされているようでして、地域おこし協力隊との連携との関係でも話し合われたというように思います。そういうところで、既存の組織だけではなく、既存の組織にプラスをするなり、幅を広げるという取り組みが人口減少との問題でも非常に大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

2つ目の大きな問題に進みます。防災センターの建設が計画をされていますが、十分なる住民合意がぜひ必要だと思います。昨日の一般質問でも同僚議員が取り上げられました。公民館の駐車場確保の予算が提案された際、行事があるときには不足するのでとの説明があったため、私は恒常的に不足するのではなくて、年間を通して混み合う地帯はごくわずかではないかとそのときに質問いたしました。その際、前任の総務課長が防災センターを建設して、将来、役場庁舎機能に移して、現在の役場跡地が利用できることを展望している旨を回答されたと記憶しています。

それで、1番目の、平成25年度予算で町公民館駐車場整備事業、4,416万6,000円の計上でありますけども、上げられた事業に、防災センター建設が自動的に上乘せされているような感が否めません。正面から防災センターの必要性、それから具体的計画、全体像、予算規模が町民に説明されていないと思うんです。きのうでは、このことがまだだということがありましたが、その見解を改めて求めます。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 防災センターの必要性ということにおきましては、町長の公約にもあります防災センターの整備ということで進めていきたいとは思っております。従前の説明が足りないということは否めないと感じておりますので、そのことについては、時期が来たらといいますか、説明といいますか、住民さんに知らせていく必要があると思っておりますので、そういうことはやっていきたいと思っております。

公民館の整備に上乘せという意識ではなくて、私が思っていますのは、手法として公民館整備の駐車場と敷地の確保という意味合いも含めまして、そういう手法をとったと思っております。今、考えておりますのは、公民館の横の現在の駐車場、そこに併設して防災センターをつくっていくと。そこに全ての役場庁舎が移るということは無理やと思えますし、それは今のところは考えていません。ただ、必要な部分については移る必要があるとは考えておりますので、その辺のことも含めて、さらに具体的に計画を詰めた中で、今年度中に実施設計までもっていききたいとは考えておりますので、住民さんにはその辺も改めて説明をさせていただくというようなことはしていかなければいけないと思っております。

したがいまして、今のところ、まだ全体像でありますとか、予算規模につきましても、きのう説明させていただいた状況でしか、今のところはまだ至っていないというところがございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それでも、昨日の阪東議員の質問に答えて、今も言われましたが、全体像が明確になっていない段階で、予算規模が6億円から7億円と回答されています。となると、8,000人足らずのまちで、規模がふつり合いだと思いますし、防災センターだけの建物ではなく、将来、役場庁舎として使えるように、それならそれ、そういう展望もしていると。というのは、現在の庁舎が間に合わなくなるということが将来起こるなど、そういう理由を提起してもらわねばなりませんし、そのことが必要なかどうかについても、住民合意が要ると私は考えているものであります。再度お願いします。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 庁舎のことにつきましても、きのう西川議員の質問にもありましたように、老朽化のことも含めて、耐用年数もあと4、5年で来るやろうということも含めて考えていかなければならないと思います。それと併せての防災センターの中身ということも検討していく必要があると思いますので、その辺も早急に詰めていきたいと思ひますし、ちょっときのう言い忘れてましたけれど、庁舎西側の倉庫、道沿いの木造の建物です。あの建物がもうちょっとほっておけない状態に来ていると。その中には役場のいろんな備品等も置いていますし、標識とかいろんなものも置いています。そこを取り壊していく必要があると考へおりますし、そこがないとまた役場もいろんな備蓄であるとか、防災関係のものを置いておく場所もないということもありますので、そこら辺も全体を考へた中での整備をしていくということになると思ひますので、今、庁舎をつくる、つくらないとか、防災センターに何を持っていくねんというところまでまだ至っていないのですが、それはゆっくりはしておれないという状況もありますので、中身が詰まり次第、また報告をさせていただきたいと思ひております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今の回答を聞けば聞くほど、そうであればあるほど、財政負担の面からも将来的な庁舎建設の角度から、そして防災センターそのものを単独の建家で運営することも、全体像を明らかにした上での論議が必要だと思ひます。そういう論議を進めていく上でも、今年度の予算には設計業務委託の事業2、600万円が計上されていますので、その委託をする上で、甲良町がこういうことで今言われた、差し迫ってこの機能が不十分なところの建家、それからブロック塀でつくられている水道建設課が入っている建家、こういう点でもぜひ必要なんだということを提起してもらって、論議を進めていかないと、何か公民館の駐車場ができて、ある方に聞きますと、もう舗装せずにそこに建てた方が安上がりやと。つまり、舗装する代金を浮かせる、こういうことを言われた方もおりまして、そういう点でも計画が何か先走りをしている感が否めません。こういう点でも、いったん私はとめて、設計業務、どういう内容が必要なのかという精査をして、いくつもの項目があると思ひますけども、そういう内容を提示して、論議にかける。議会もそうですし、住民合意も得るという作業をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 今、埋め立てをした駐車場用地に防災センターだけということの思ひは持っておりません。それはあくまで駐車場として活用していくということになると思ひます。しかし、防災センターそのものはやっぱり必要。きのうも答弁させてもらったように、備蓄1つにしても保健福祉センターの倉庫を



間借りしている状況とかがありますし、建設課のブロックづくりについては、そこで職員も仕事をしておりますので、そこをそのまま放置するということは、役場としても責任を負えないということも出てきますし、かといって今どこに入ってもうて仕事するんやという場所もございませんので、その辺もふまえて早急にその辺は整備する必要があるということを勘案いたしまして、効率のいい建物、防災センター、役場庁舎機能の一部というようなことを考えていく必要があると思いますので、設計までは今年度やらせていただきたいと思いますと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 基本設計を提起する上でも、こういうことのコンセプトを役場が提起をしていかなあかんわけですよ。そのもとのところで曖昧な部分が私たちには見受けられます。そういう点では、防災センターの機能を考える上でも、もちろん他の行政運営で大事な視点だと思うわけですが、人の配置、施設を使いこなせる人的配置を抜きに、行政機能の強化はあり得ないと考えているんです。別棟で防災センターの運営を行うとすれば、例えば現在の建設水道課の職員が兼務したと仮にして、現在でも業務がっぱいな上に防災と、それから災害時の対応が無理があると思うんです。ですから、十分な住民合意と人的な配置をどうするのかという明確な方針が定まるまで、私はこの明確な方針から計画をつくった上で基本設計を委託する、こういう内容で業者に提案をしてもらおう。提案してもらったもとの提案を行政側がつくるという作業をまずしていただきたいと思いますと思っているんですが、いかがでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 提案するもとといえますか、役場の基本的な考えを早くまとめるということになると思います。防災センターの職員というだけでなく、役場の仕事そのものも全体をふまえて、町長が考えておられます機構改革を含めて、限られた人数で効率のいい行政を運営していくということを今年度、26年度に考えていって、来年度に反映していくということになっておりますので、その中で防災センターの位置づけもふまえた組織の再編ということも考えていかなければいけないとは思っておりますので、そういうことを勘案して進めていきたいとは思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 役場の側のコンセプト、基本計画。基本設計の前に基本計画の方向性を出していただきたいと思います。

次に進めまして、3番目です。昨年から同和対策事業で宅地造成をしまして一画が沈下をしています。その住宅の方と町とが話し合いを続けていますが、その原因の究明、誠意ある対応をぜひ求めたいと思うのですが、見解をお願い

いたします。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 昨年からその造成地に住んでおられる方の申し出に対しまして、いろいろと面談等をさせていただいております、役場の方としましても、ご指摘の付近の年度、また、その前後等の関係書類等々を庁舎内で探しましたが、長期間経過しているということもありまして、その原因を究明する書類等は見つけることができませんでした。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今後どうするのかという回答がありませんでしたが、ここに上申書の写しがあります。これは当時、除却作業をし、つまり、宅地分譲をする前のオールクリアランスでやっていたときを見ていた方からの上申書が提出されています。去年の4月17日付です。これは、役場にも届いていると思いますが、そこでこの方が証言として、上申書として証言されていますのは、大きな穴を開けて、そこで燃やしていた。そして、その燃やしていたがれきは撤去されぬまま、土を埋めて造成地としたと。ですから、具体的な疑い、つまり、陥没をしている今の現状が、その後、トイレの設置をされていますので、そのこととも関連をするという疑いが残りますが、もともとは町が分譲した土地と。この瑕疵が発見をされているわけですから、この点、誠意を持って原因究明をして、この具体的な指摘がされている点でも回答をしてもらわねばなりません、対応をどういようにされるのですか、お聞きいたします。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 付近住民さんが見ておられたという記憶、また、その沈下している付近に浄化槽を設置されておるということもありまして、直接的な原因が甲良町だけであるという状況がわからないということ。それと、売り渡しから長期間が経過しているということもありまして、今のところ町費で調査をすることはできないと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 上申書にも書かれていますけども、また他の方も証言をされていますが、沈下をしたため、今の現在の沈下以前、9年、10年、今からやと10年前後になりますが、そのときに陥没をしました。そのときに当時の人権課長の山崎太美氏が生コンの手配をして注入をしていたことを複数の方、上申書を出された人もそうですし、それからそれ以外の方も言われています。そして、その周辺は歩道も陥没をして、ひび割れがして補修をされているんです。ですから、明らかに分譲宅地の欠陥がその時点が発見をされて、何らかの修復がされた。その修復が下のがれきを取らないままやったのでそうなった経過が非常に疑われるわけですね。

私は、建築屋さん、ある経験をされた方を聞きましたが、京都で建物を幾つも建てられた方が、京都は戦禍の多い地域だったわけです。そこで、平安時代、いろんな戦禍があつて、家が燃されて、そのまま土が埋められて、がれきがそのまま残っていると。それを全部取った上で住宅は建設するというように言われています。ですから、そういう工法でいっても、がれきを残したまま建設するというのは、禍根を残すわけですね。

最後にお聞きしますが、過去の例があります。M氏としておきますが、M氏が所有する宅造地に水路管が残されていたケースがありました。町側も責任を認めて、補償の話し合いがされ、最終的な金額も確定し、議会に提出をされました。そういう事例を経験しています。その事例の前提となったのが、町が行った宅造で、かなりの年数がこの場合も経過しています。そうであっても、瑕疵、つまり傷、ふぐあいが発覚をしたために、町行政の責任で補償したというのが実態でありましたので、その例にも学んで、今言われている方は、無理やりのことを言っておられないんですね。まず、町の宅造の工事の中でふぐあいがあったのかどうかを調べてほしいと。その上で、対応をちゃんとしてほしいということ言われているんです。ですから、そういう疑いがある以上、調べ直していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 先ほども申し上げましたが、甲良町の原因であるかということがわからないという状況もありますので、未確定な状況もありますので、町費で調査することはできないと、今のところは考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町の責任かどうかを含めても調査をする必要があると考えているんです。当人さんは、訴訟を準備するために弁護士とも相談をされています。町民と行政があくまで話し合いのベースが大事だと思うんです。訴訟に踏み切らなければ解決しないということがないように、取り組んでいただきたいことを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。15分間。

(午前10時31分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○建部議長 それでは、再開します。

次に、10番 金澤議員の一般質問を許します。

金澤議員。

○金澤議員 初めに、ちょっと声が聞きづらいと思います。ちょっと歯が腫れていますので。質問のときは自分の声がこれぐらいの声でええか悪いか、自分自

身が判断できないので、これぐらいでいけますか。

○建部議長 聞こえます。

○金澤議員 それでは、議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、私は堀内教育長に対して、今回の町長選挙で個人演説会の応援弁士をしたことを聞き、ほんとうに失望と深い悲しみに包まれています。呉竹センターに加配教師として勤務されていた教育長は朗らかで、子どもたちに対しても何事にも真剣で情熱的に取り組んでいただきました。その分別をわかまえている教育長が、なぜこのような行動をとったのか、いまだに理解しかねているところです。

そこで、今回の教育長がとった行動について、私の疑問と思うところを何点か質問したいと思います。答弁しにくいような質問もありますけれども、やはり答えていただきたい。

1番にまず、町長選挙で教育長の応援演説について、教育長の罷免を求める決議について。昨年12月議会にて、教育長は欠席ではありましたが、教育長の町長選挙に対する公務員の政治的行為の制限、そしてまた、地位の利用に触れる個人演説会、計6回に対する事の行為が公然と行われたことに対し、教育長の罷免の決議がされたが、今まで何ら処分もされず、現在に至っている。それを教育長はどのように受けとめていますか。これが1点、答えていただきたいです。内容的には把握していると思いますけれども、もし内容がわかっているならば、ここにありますので読みましょうか。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 私がお答えをする内容ではありませんので、それはご判断されるとおりに……。

○金澤議員 どうしてですか。

○堀内教育長 罷免をされる立場の決議ですので、私からとやかくお答えするものではないということで、答弁は差し控えさせていただきます。

○金澤議員 わかりました。それでは、議決をどういうように受けとめるかということに対しては答えられない。それでは、結構です。

それでは、2点目に入ります。今回の教育長がとった行動というのは、計6回、個人演説会に出向いて応援弁士としてやってきました。それは、自分みずからが出向いたと前回の野瀬議員の質疑に答えています。そこで、私は角度を変えまして質問したいと思います。それは、自分みずから応援弁士として申し入れたということを本人が申していますけれども、町長の件は後にしますけれども、町長の発言もあります。しかし、あなたが町長以外に選対、要するに、北川町長の選挙対策本部、わからなかったら言いますけれども、総括責任者、事

務局長ほか面々、副本部長とかがいるわけです、選挙対策本部には。だから、その人に対して、あなたは申し入れをしたのか、していないのか、どうですか。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 私は、町長としゃべらせていただいただけで、あとほかの方とはしゃべっていません。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 だけですね。それでは、町長から後ほどまた聞きますけれども、本来、町長があなたからそういう申し出を受けて、自分から頼んだと答弁ではなっていますけれども、本来で言えば、あなたのその申し入れをしたことに対して、町長からその選対本部に言っているわけです。だから、選対本部があなたに対して、政治的の制限とか地位の利用とかいうことに対して、何ら教育長、あなたはこういうことをしたら立場的にはちょっとこれはまずいことになるから、選対から辞退を。あなたの今回の申し入れはほんとうにうれしいけれども、あなたの身分のことを考えれば、地位のことを考えれば、選対としては辞退したいとこういうお断りは誰もなかったんですか、選対の方であなたに対して。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 はい。私は直接は聞いておりません。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 それは、本来はおかしいんです。あなたの身分を考えれば、あなたはこういうところで責任追及されることは、本来で言えば、選対があなたにストップをかける、対応がまずかった。適切な対応をしていれば、あなたがこういう場で、私の追及を受けることはない。政治的判断とか地位を利用したということに対して、あなたは言われる覚えはない、本来ならば。これは、選対にも大きな責任があると思うんです。

そこで、教育長の身分や地位を利用して、あなたに個人演説会で発言させた選対の責任は大きい。選挙に勝つためには、何者でも利用するという行為が、今回の教育長を追い込んだと、私はこう見ているんですけども。あなたは、逆に言えば被害者ですよ。選対がしっかりあなたに、「これはちょっとぐあいが悪いから、応援の申し出はありがたいけれども、辞退させていただきます」と、そこでとまっていたらこういう問題にならなかった。その点に対して、あなたはどう思いますか。みずから行ったけれども、選対がとめてくれれば、あなたはやめた、やめなかった、どちらですか。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 実は、選挙管理委員長からお電話をいただいた当日も、これから応援の演説会場へ寄せてもらおうかという直前に電話がかかってきて、途中で私は会場へ行かなかったんですけども、私としては不本意な思いもあったぐ

らいです。不本意な思いもありましたから、その応援の会場へ行けなかったということで、そういうことで、別に私が被害者であるというような認識は一切持っておりません。

○金澤議員 ああ、そうですか。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 そしたら、あなたは町長を当選させるために、自分の地位とか身分とかわきまえずに、あなたはそういう行動をとったと、こういうように理解してよろしいですか。

ちょっと待ってください。もう一つ、そこであなたはその行動をとる前に、自分の地位や身分のことを考えれば、こういう行動をすること自体が、これはまずいという理性が働かなかったのか、あなたは。教育長として、そういう考えで行ったのか、ちょっと説明していただきたい。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 金澤議員のご指摘を受けると、その辺が私の不徳のいたすところかも知れませんけれども、思いはもっと強いものがありましたので、やはり北川町長に頑張っていたきたいという強い思いと同時に、私自身は実は議会の民主主義の危機を感じておりました、そういう意味でもぜひ頑張っていたきたいと、その思いの方が強かったのが事実でございます。結果的に、こういうことでご迷惑をおかけしたことは反省をしているところではございますけれども。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 私は、やはり教育長には、そこで自粛してほしかった。私も前は北川町長の応援もさせてもらいました。やはり、自分の支持する人は一生懸命応援したい、その気持ちはわかります。しかし、あなたの立場上、教職員がそういう立場をとったら、公務員としてそういう立場をとったら、あなたは今の行動に対して自己反省もなしに職員を処罰できますか、どうですか。教えてください。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 もう今、私の立場はちょっと違いますので、何とも言えませんが、校長として学校を預らせてもらっているときには、職員にそういう指導もしておりましたし、万が一そういうことがあれば、それは処分を受けることを覚悟で行動をすることになるやろうと思いますから、指導していく立場ではあると思います。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 そしたら、今の言葉で言いますと、あなたは謝罪だけで、みずから何の責任もとっていないですね。そのことについては、どう思いますか。出処

進退をあなたは明らかにしていない、謝罪だけで。今の言葉であれば、職員がそういうことをすれば何らかの処分を受ける。しかし、町長の言葉を借りれば、あなたは特別公務員という認識とかなかったという答弁をしています。しかし、現実的にはあなたはそれをわかっていた、政治的利用とか判断とか地位の利用ということはあなたはわかっているながら、確信的にやったということになりますよ。そしたら、今の答弁では職員がやった場合には処分するけども、みずからの犯した罪は謝罪だけで済むんですか、それはどうですか。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 60歳の定年で私は教育公務員としては定年退職をしておりますので、その後、こういう立場で新たに仕事をさせていただいておりました、今は確かに特別公務員、他の管理職と同じ扱いではなくてという思いではいるんですけれども、そのことが政治的な行動を規制するものであるかどうかという認識は、私は総務課から教えていただいて、初めてわかったのが正直なところですよ。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 今の言葉ですね。野瀬議員の答弁のときと若干違うと思うんですよ。野瀬議員の答弁書で、こう発言しているんですね。「教育長は特別職で4役という扱いであったと判断をしておりました」と教育長はそういう答弁を当時はしていました、野瀬議員のときには。しかし、その後、「教育長は特別職だからまず大丈夫やということであって、安易にあなたの申し出を受けた」ということは、特別職はなかった段階で申しわけなかったということを行っているんですよ。だから、町長の言っていることと、あなたの言っていることは矛盾しているんです、これは。それは、後から選管に聞きます。

それで、あなたはそういうふうに言っていますけれども、こういう抗議文が入ってるんですね。あなたも知っていると思いますけど、一応読んでみます。

「甲良町教育長、堀内先生。甲良町西小学校で子どもがお世話になった父兄です。堀内先生が校長をされていた西小学校で上の子も下の子も大変お世話になりました。毎朝優しい笑顔で子どもたちを出迎えてくださり、私たちにも気さくに話しかけてくださいました。夏休み前の暑い日に、運動場で1人、草刈りをしておられた姿を見て、勤勉な人だなと、とてもよい先生だと感じておりました。先般、行われた町長選挙で、私の字で北川町長の個人演説会があり、主人のかわりに出向いた際、久しぶりに堀内先生のお顔を拝見して、懐かしさで胸がいっぱいになりました。しかし、思い出に浸っていたのもつかの間、教育長の堀内先生が司会者から紹介され、話が始まった途端、私は驚きました。あのころの校長先生と同じ人物、これはクエスチョンマークが入っていますけど、と思うほど耳を疑いました。よく考えてみると、確か学校の先生や役場の職員

さんは選挙にかかわっては絶対だめだと聞いていたのに、しかも、教育長という立場でこのような場に来ていて、先生、大丈夫なんですかとだんだん心配になってきました。あまりにも堂々と話されている姿に、我が身も省みず、しかも、誰もそれをいけませんよととめる人も全くいない会場で、他の人は何とも思っていないのかと周りを見てしまいました。しばらくして、新聞にそのことが記事になっているのを目にして、堀内先生も教育長を辞めることになるんだなと思いました。悪いこととわかっていながらやったと書かれていましたが、なぜ悪いこととわかっていたらやめなかったのか。北川町長も何を考えているのですか。私は情けない気持ちでいっぱいになりました。こんな校長先生に沢山の子どもが教育を受けていたのです。地位のある人は、何をしても許されるのですか。今後も、もし役場の職員の方が選挙運動をしても、北川町長は首にしないんでしょうか。堀内先生がいまだに何の責任もとられておらず、教育者の長としてのけじめをつけない限り、町民に示しがつかないのではないかと思います。北川町長も同じ責任を感じるべきだと思います。呼んでいい人、悪い人の分別をもつかないなんて非常識過ぎます。甲良町が、事あるごとに悪いイメージはそんなところからも表れているのではないかと感じています。甲良町は、まだ常識では考えられないことをしていると笑われていると思います。子どもたちも見ています。悪いことをしたら罰は必ず与えられます。ごめんなさいで済まされることの重大さをいま一度、自分で考えていただきたいと思います」と、こういう抗議文が入っているんですね。

これは、保護者、父兄の人の率直な意見だと思います。誰が聞いても、公務員はやはり服務規程もありますし、公務員がしたらいけないこと、悪いこと、あなた以上にみんなは知っていますよ。私の知り合いでも、公務員の方は絶対応援してくれません。票は1票入れてくれても、そういうことが当たり前です。だから、あなたの立場でこういうことを指摘されても、あなたはそこで、いや私は悪いことはしていないと言っていますけども、思いはわかりますけれども、とった行動に対しては、あなたはやっぱりしっかりと責任をとっていくべきだと私はそういうように思います。

それでは、続いて3番目の子どもたち、保護者に対して、私はあなたに3月議会で本来ならば、この質問をする予定でした。それは、町長に一般質問書を見せました。それは、あなたの問題と、そしてまた官製談合の問題。しかし、町長は3月、職員が多数退職する、人事のことで頭がいっぱいだから、これはちょっと町長を苦しめるようなことになるかもわからないということと、あなたが3月の卒業式に保護者あるいは父兄のいる前で、このことに触れて謝罪していれば、私は、議会のための謝罪でなくて、教育長はほんとうにこれは申しわけないことをしたと、子どもに示しがつかないことをしたなということ、



私はあなたに謝罪の機会を与えたわけです。しかし、あなたは議会に対する罷免決議については今、言いましたけれども、その保護者に対してなぜそこで、そういう提供された場所であっても、呼ばなくてもそこに人が集まっているわけです、保護者が。だから、そういう場を逃して、あなたはどう思っていますか。なぜ、その場で謝罪をしなかったのか。それをまず聞きたい。先ほどのあれがありますように、やっぱり保護者はあなたに対してそういう不信感を持っているわけです。今後も保護者に謝罪する気があるんですか、ないんですか。そのことも含めて答弁してください。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 今の町民の方の手紙を紹介いただいて、大変うれしい思いで受けとめた部分もありますし、私として反省を迫られているんだなということも受けとめました。ただ、今初めてそれは町民さんから私は耳にしたので、結構、何人かの町民さんがお声かけはしてくださって、「町長さん、当選しはってよかったな」、そういう声を聞かされる場面の方が多くて、「教育長、何してんの」と言われたのは、初めてでございます。ですから、私なりにはいろんな声があるんだということは受けとめながら、仕事はしていくという必要はあるなと思いますけれども。

今、金澤議員さんがおっしゃる、その説明については、私はこの広報で既に野瀬議員の質問に対して答弁をさせていただいた、このことの説明でご理解をいただきたいというのが、実は私も教育者の端くれですので、教育的な配慮の中でそういう説明でご理解がいただけることを願っています。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 私が聞いているのは、教育長、本来そういう公の場所で謝罪する機会があったにもかかわらず、あなたはしなかった。その点に、まだあなたは何も答えていない。ただ、それは議会だよりの中であなたは自分の気持ちを伝えたと言っていますけれども、3月の卒業式の日にはあなたはなぜ言わなかったのか、それを聞いているんですよ、私は。機会があったんです、あなたは謝罪する。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 卒業式、入学式、子どもたちが夢を持って羽ばたき、あるいは新しいスタートを切る、そういう場での祝辞に添えて告辞をさせていただきますので、そういうような言葉を私自身、全然、頭にはありませんでしたし、ふさわしい場とは思っておりませんでしたので。

金澤議員さんと話をしながら、金澤議員さんは部落解放同盟呉竹支部の支部長さんという思いで、私はお話も聞いているわけですがけれども、一番にこの質問を聞いたときには、ほんとうに支部の執行役員会かどっかでお話をさせてい

ただきたいなど、そんな思いもつぶやいていたようなところですので、またそういう機会をつくっていただけたら、お話はさせていただきたいと思っております。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 やはり、教育長、あなたは祝辞の場所と言いますけれども、やはりそういう場所で、ちょっと前座で私はこういうことをしましたと、自分でしたけれども、あなたたちはやはり悪いことをしたら処分を受ける、私もその覚悟をしていますということぐらひは、あなたは言ってもよかったですと私は思っていますよ。それが、教育長たる者の祝辞だと私は思っています。みずから起こした罪を認めて、そして、それは私も町長に対して処分を受ける、それぐらひのことを話しても私はよかったんではないかと思っていますよ。

再度、聞きますけれども、何か機会があったらそういう言葉で保護者あるいは父兄に謝罪する気持ちはありますか。わからなかったら言いますけど、例えば、いろんな機会というのは、人権フェスタとか、町民の皆さんが集まる場所がありますね。町民講座とか、そういうことで、私は議会でこういう一般質問を受けたと。これに対して、やはり町民の皆さんにお答えしたいという形で、これからそういう場所があったら、あなたは謝罪しますか。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 これは、私が自分で判断をして、行動をさせていただきたいと思っております。

○金澤議員 ああ、そうですか。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 続いて、行政責任について。これは、町長についてお尋ねしたいと思っております。

この件は、町長も前回の野瀬議員にいろいろ答弁もしています。だから、本来ならば、町長がこの問題をしっかりと受けとめて、その時点でやはり自分の認識不足というような答弁はここに出ていますけれども、特別職という言葉であったと。自分の議員時代もそう思っていたと。ずっと、教育長は収入役とか、4役は特別職とされていると。それは、選管の指摘で特別職じゃないということがわかって申しわけないと町長は謝罪しています。しかし、謝罪だけで済む問題ではないんです。これは、町長、はっきり言って。やはり、悪いことをしたら、それだけのペナルティは町長は科さなきゃだめ。結果が、あなたを応援してくれる人が、あなたにとってはうれしい、援護射撃でうれしかったかもわからない。しかし、それは別。公私のけじめは、あなたは町長としてはっきりつけるべき。というのは、ここで町長の処分があったら、教育長の質問も一般質問はない。町長、あなたの身内びいきと私はとりますけど、それはちよっ

とおかしい。その点に対してどうですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 金澤議員からご指摘をいただいて、以前、野瀬議員の質問の答弁の中でもお話をさせていただいておりますが、正直申し上げて、私も議員を14年やらせていただいた。その中で、当時、役場の構成も町長、助役、収入役、そして教育長、4人の方がおられて、その人たちは私はいつも、みんな議員も全ての人が4役やというような気持ちで接していたということから、特別職の人ですねというような認識を持っていたという中で、前回の選挙の中で、教育長の方から演説会の弁士のお声をいただいて、特別職の教育長なら、これはありがたいなということをお願いをしたいなというような話し合いを2人でさせていただいた。結果、ほんとうに知識不足で、教育長に多大な迷惑をかけたなというような思いをしております。しかし、この教育長の任命権については、議会で教育委員として同意案件で、議員の承認をいただくということになるんですが、ただ、任命権者、教育委員長というようなことで、当然、処罰も仮に選管の委員長がするんじゃないしに、任命権者である教育委員長の方から処罰されるというような、そういうシステムになっておりますので、その時点で教育委員長の方に報告があって、速やかに嚴重注意で2度とこういうことはしてはならないという注意がされたというようなことで、教育長の処罰は一応されたと私も認識をしております。ただ、行政のトップで教育長に対してどうせえと言われても、私も大変申しわけなかったなという思いと今後、こういうことが2度と起こらないようにという意味合いでの教育長に対するお話はさせていただいたということでもあります。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 前回、野瀬議員のときに、金田教育次長はこういう答弁をしているんです。教育委員会で処分云々はおそらくないと思うんですけども、今、総務課から申しました教育委員さんといいますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって活動を定められています。その中で教育委員さんを罷免するのは、その自治体の、いわゆる町長が職務上、これは教育委員さんですね。教育長のことに対しては誰が処分するんですか、そしたら。職務上、こういうふうに自分がみずから悪いことを行ったことがわかっていながら、町長が処分しなかったら、誰が処分するんですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 先ほど言いましたように、教育長の処分は教育委員長がするということになっています。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 そしたら、任命権者である町長は何ら関係ないということですか。

別という問題ですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 任命権者は、教育委員長なんです。私は、教育委員として議会に同意案件で上げさせていただいた、それだけのことなんです。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 そうですか、わかりました。そしたら、次、町長。このような問題が起きたということは、やはり今、甲良町に教育委員長といいますけれども、教育委員長がほんとうに今回の教育長に対しての注意処分だけでよかったか、悪かったか、それにあなたの判断を求めたいと思いますけど、それは無理ですか。注意だけで済むような問題ですか。コメントする立場になかったら結構ですよ。

○建部議長 町長。

○北川町長 私がどうせえ、こうせえということを経理委員長に指示するということはできません。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 いずれにしても、こういうことが起きたということは、やはり、次の項にありますけれども、懲戒審査委員会というものを設置してはどうかと。近隣の町に聞いたところ、やはりこういうことに対しては、1つの組織だけでなしに、いろんな人が入って行って精査をして、処分を検討するとか、どういう対処をしたらいいのかということ、この懲戒審査委員会でそういうことを協議して科しています。甲良町だけの職員の処分なら、町長の単独でできますけれども、町長も人間です。やはり、自分の好き嫌いとか、いろんなことがあって、例えば同じ問題を起こしても、この子は軽い、この子は重いということは、平等に行われるということは、私にしては全部は平等でないと思うんですね。だから、こういう懲戒審査委員会を設置して、その中でいろいろ検討してもらいたい。そして、その中でその決定によって町長が処分を下していく。そういう審査委員会の設置についてはどうですか。町長でも総務課長でも結構です。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおり、懲戒委員会がない。近隣は全て設置されていると聞いておりますので、今後のこともあってはならんことですが、あった場合の対応ということで、設置に向けて考えていきたいと思っております。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 時間を見たら、13分ばかりしかありませんので、官製談合の方に入っていきたいと思っております。

官製談合疑惑の不起訴処分について、町長の見解を求めたいと思っております。町

長は、2011年3月11日に、滋賀版の中日新聞に百条委員会の決定を受けた形で告発したと。司法の場で真相を解明し、早く町民に報告したいと、こういう談話を発表しています。しかし、前回の野瀬議員に対する答弁で、私はそういう問題を町民に言う必要もないとか、今のことも申し上げていますがけれども、本来ならば、官製談合というのは百条委員会が設置されて、その調査委員会が12回にわたって調査されましたね。その結果を受けて、調査委員会のあれを受けてから、町長が告発したと、こうなっています。

それで、私はそのときに町長に言いましたね。調査委員会の報告が終わった後、議会の後、町長に「町長、こんな報告書はおかしい」と。「だから、憶測と推測に基づいた報告書、これをそのまま信用して告発したら、町長、これは起訴もされないし、場合によっては、あなたを名誉毀損で訴えるかもわからないから、中身を精査してから、あなたが十分考えてからそういう行動をとれ」と、私はあなたに進言したわけです。しかし、結果的にあなたはこの百条委員会の調査報告書を信用して、あなたは告発した。その結果が、2回の不起訴処分であります。その不起訴処分について、一応、司法の場から結果が出たんです。あなたは、司法の結果を待って、町民に説明をすると、こういうように述べているんですから、その結果が出た今の段階で、やはり、あなたは町民に公費を使って告発したわけですから、町民に説明責任があると思うんですが、その点はどうですか。説明責任は、あなたはないと言っているけども、私はあると思うんですよ、あなたは。やはり、百条委員会からそういう告発を受けて私はしたと、議会の議決を受けて私はしたということまで、私はわかっています。しかし、結果が出たんです。

要するに、官製談合疑惑は今の甲良町議会があることないこと、西澤議員が問題を発言してから、百条委員会で浜野工務店と伊藤組の2社が官製談合の疑いありということで提案、設置理由で上げたわけです。しかし、それは浜野工務店だけ3回も4回も証人喚問して、私が何回も伊藤組の証人喚問を求めても、多数決で否決したんです。本来ならば、西澤議員が疑いがありと言ったんなら、なぜ伊藤組の証人喚問をしなかったのかということもあなたに言いましたね。そんなことが、今回の不起訴処分の原因です、1つは。そして、町の職員の証言として証拠で取り上げた。それも、偽証罪の疑いがあります。本来なら、それもほんとうの証言であれば、検察はしっかりと調査して、これは起訴じゃなしに不起訴になっています。

だから、この2点が大きな、私に言わせたら、百条委員会のでたらめな報告。それを受けて、私は指摘したわけです。だから、その指摘を受けて、あなたはしたということに対して、一応したんだから、町民への説明責任、要するに、町長は議会からそういう報告を受けたけれども、議会では告発できないから、

町にかわりに告発しようと。それを受けて、私はしたと。しかし、あなたは内容を精査したのであれば、本来はおかしいと思ってしなかったかもわからない、まともに精査していたら。あなたは今の議会に同調してあなたはやったと、私はそう思っています。だから、告発したんです。だから、それに対して、町長の思いとは別の検察側の結果が出た。それに対して、あなたは議会の議決を受けてしたと、それは私も納得しています、あなたの立場として。しかし、出た結果に対して、甲良町議会からの信憑性のない調査報告書をあなたは真に受けて告発した。それに対して、あなたはどういう思い、議会に対する思いと町民に対する説明責任、この2点を説明してください。

○建部議長 町長。

○北川町長 この件につきましては、昨年12月の野瀬議員の質問もございました。同じような答弁になりますが、官製談合問題については、平成21年7月9日執行の入札について、その日の夜、テレビで報道がされ、10日にちょうど議会運営委員会がございました。これは、2件の工事についての入札が執行されたことに対する議会の議決が必要という意味での議運が開催された。朝刊にも昨夜のテレビ報道のニュースが掲載されたことによって、私は議運のメンバーの1人として、そのことも当時の行政の方にも問いただしたというような経緯もございました。

そうした中で、百条委員会が最終的には、いわゆる百条委員会、特別委員会を設置するというようなことを賛成多数で決められたという1つの出発点がありました。その中で、先ほど議員がおっしゃったように、12回の百条委員会が開催された集約の結果、特別委員会の委員長、百条委員会の委員長が告発をするというような委員長報告ということになりました。

それを受けて、私は傍聴で何回か委員会も聞かせてはいただいておりますが、その中身について私がイエス、ノーというようなことはなかなかですね。皆さんの議員の中でお決めになったことを、私がこれはだめや、これはええというようなことは、私の口からは言えないというようなことで、要は議会が告発はできないというようなことで、行政がかわりに告発せよということでありました。だから、そのことについて私がとった行動が間違っていたとは私も思っておりません。

だから、1つは行政としてその分の告発という形の責任をとらせていただいた。そして、その後、審理が行われたというようなことでもあります。審理の結果、これはいつでしたかね。ちょっと日が書いていませんが、不起訴処分というような結果が出ました。その不起訴処分の結果が出た時点で、私はこの官製談合については、もう終わったというように私は理解をいたしております。したがって、それに対して一部議員の方々から、審査会の方に不服申し立てを

したという経緯もありますが、行政の役目としては不起訴処分が決定した時点で、この件については全てが終わったという認識を私はしております。だから、それで私の役目は終わりということにもなります。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 町長が今おっしゃったことは、私も理解しています。議会の議決を受けて、あなたは長として告発した。それは、私も理解しています。そして、不起訴処分で、あなたはこれはもう終わったと、そういうことを今、これ以上、告訴しないということを述べています。それは、それで結構です。

しかし、町民は納得していない。ということは、行政は、私は甲良町が不起訴を受けて甲良町は終結宣言をしていない、あなたの思いだけで。だから、町民はいつまでもこのまま引きずっている。というのは、折に触れ、まだ2回の不起訴処分が出て、1回目も出て、2回目も出て、こういう問題は民法で抱えていく。当の行政も議会も、この不起訴処分に対して何ら見解を出していない。あとの問題になりますけども、それによって、やはり町民はいまだにどうなっているんやと、公費を使うて、あれだけ弁護士を呼んで説明会までやったと。司法の結果ができるまでに、そういうことでキャンペーンをはって行って、2回の不起訴になったことに対して、行政も議会も何ら見解を出さない。これは、おかしい。これは、町民の意見ですよ。だから、町長の見解と町民の見解が全然ずれているんです。

だから、あとから触れますけれども、この町長選挙も、時間ないから一緒にやっていきます。

町長選挙の2日前に、木村議員と藤堂議員の名前でビラが町民に対して配布されました。そのことも甲良町も議会も終結宣言を出していないから、町長選挙の戦略に組み込まれたんですよ。あなたは有利に選挙運動を進めるために、2人がやったものか、あるいは2人だけで相談してやったものか、もっと多くの人が集まって戦略的に練った結果が2日前に出したのものか、それは私はわかりません。それに町長が関与していたかどうか、それも私はわかりません。それでも、やはり終結宣言が出ていないから、議員もそういうことを意図的に町民に選挙戦を有利にするためにこういうビラを配布した。これは明らかなことであります。しかし、この議員が現在、野瀬喜久男前候補が1,000万円ずつ民事で訴訟をされ告発されています。本来で言えば、これの終結宣言が終わってれば、彼らもそういうことを話題にもしなかった。一度も6年間、ビラを出したことの無い議員が、町長選挙2日前に出したんですよ。意図的やないかと言え、あなたを当選させるために、あなたを擁護するために出したビラだ私は思っていますし、あれを見た人は全部そういうように思っています。

だから、あなたはそういうことはまた終結宣言をしなければ、議会もしなけ

れば、まだまだ議員も引っ張っていくし、やっていかなければならない。だから、精査をしてきちっと、公金を使った結果がこうなつたと。あなたの見解の話はだめ。議会も、議長もいますけども、やはり議会もなぜこういう不起訴になつたのか、精査して町民にはっきりとした報告をする。そして、この問題でこれだけ長引いた、その間にはったキャンペーンによって、本人、家族、親族がどれほどつらい思いをしたか、そのことも含めて、謝罪も含めて見解を町長は出す必要があると思うんですが、どうですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 ビラの件については、これが意図的に出されたというようなことは、私は分かりません、正直に言って。というのは、不起訴になつたその時点で私は、先ほども1回目の不起訴の時点でこの事件は終わったというように認識しております。したがって、発行された議員2人が、それに対してどういう解釈をされているかということも分かりませんし、したがって、選挙の前に意図的に出した、そういう部分は私がどうのこうのと発言することでもありません。

先ほどから言うてますように、いわゆる不起訴になって、そして、それが新聞で報道された。私は、それで全てが終了したというように私は思っています。だから、対抗馬で出られた野瀬議員も、そういう結果を受けて出馬をされたというように私も認識しているんです。

したがって、この件については、それ以上のことを申し上げることはございません。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 町長、今、あなたが述べたことは、私が先ほど言いましたように、あなたは直接知らないかも知れない。それは、それで結構です。だから、それは本人に聞いてみないとわからないことであつて、それを追及する気持ちはありません。しかし、問題は行政がはっきりと終結宣言を出していないからというのを言っているんです。あなたの答弁と町民の見解、意識というのは、ものすごい違うんですよ。というのは、先ほど申しましたように、公民館を使って、弁護士まで入れて、司法の場が判断を下すまでにやった、やった、官製談合やった、やったと大キャンペーンをはって、その結果が不起訴2回。だから、そのことに対して、不起訴になつた理由をあなたはしっかりと受けとめて、行政が告発したんだから、その親族、本人、それは私は議会の議決を受けて告発したけれども、こういう機会があつて、本人と家族、親族におわびするのが当たり前、これは常識ですよ。あなたに責任がなかつても、結果は議会の議決を受けて、要請を受けてあなたが告発したんだから、それをあなたが言うのは当たり前。どうですか。責任ないとは言いませんよ。

○建部議長 町長。



○北川町長 これは、議員、ちょっとおかしいんですよ。私には責任ないんです。もともとこの入札については、私は始めからタッチしていません。そして、形として私が任期中にこういう事件がありました。しかし、告発は議員の百条委員会の指示によってさせていただいた。だから、その結果が出て、それを私は謙虚に受けとめておりますから、審査会にかけるとか、再度、上告するとか、そういうことも私は一切していませんし、そういうことです。

○建部議長 金澤議員。

○金澤議員 町長、あなたが言うことは、これは筋論です。しかし、あなたは町長になってから、やはりこの問題、百条委員会は、委員会が提案、設置されて、あなたは12回も委員会に出ています。中身は、あなたがどういう判断をしたか知らないけれども、結果的に不起訴になったわけです。しかし、このことに対して、あなたは町民に対して、ここに書いてあるように、司法の判断があったら、真相を解明し、早く町民に報告したいと。あなたはこう言っていますね。だから、あなたは意に添えない結果が出たからしないのか、それとも、ほんとうにあなたは悪いと思っていないのか。告発したことに対して、それは当然であっても、結果的には議会にだまされたということになるんですよ、あなたは。そういう真相も信憑性もない議会の議決を受けて、あなたはそれを受けて、あなたは告発したんだから。その点は、どうですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 議会が要するに告発せえという要望を出されたことに対して、私はこれは行政のトップとして拒否はできません。中の内容について、先ほども言いましたように、いちいちその中身を精査するというのも、これは私の立場としてはできないというように思っています。だから、全ては司法に任せると言うたことは確かです。だから、司法に任せて、その結果が出ました。出ましたけども、よくよく考えてみたら、私が要因でこういうことが起こったということではありませぬので。だから、私の役目はそこで終わりました。

○建部議長 金澤議員。この質問は、この辺で締めてください。

○金澤議員 町長、私はちょっと先ほども申しましたように、これは行政も議会もおかしい。これだけキャンペーンはって、議会も議長もいるけれども、それは精査しなければならない。私は、選管の委員長に聞きたいことがあったんですけども、もう時間がないからあれですけども。

町長、よく考えてくださいよ。あなたは内容を精査しないで、議会の議決を受けたからあなたはしたと、それで通るんですか。本来ならば、あなたは議会に対して差し戻しで、もう一度、この内容はおかしい、なぜ伊藤組を証人喚問しないのか、私はやはり疑問に思うと。これでは、信憑性がないじゃないかということなぜあなたは言わなかったのか。その点、大いに疑問がありますよ、

私は。私は、あなたに進言したとおり、あなたは私の進言を忠実に聞き入れてやったんならば、こういう官製談合の問題も起きなかったし、告発もなかったし、今の木村議員、藤堂議員もこの問題で告発されることはなかった。その点、やはり町長、トップとして、あなたは責任を果たしたかもわからないけれども、やはり、トップとして町民に、この問題は議会でもこういう質問があったけれども、私はこうこうで私の説明責任は終わったと思っているけれども、再度、要請があったからということで、あなたは町民に説明責任があると思いますので、行ってください。そう申し上げて、私の一般質問を終わります。

○建部議長 金澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 11時25分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 丸 山 光 雄

署 名 議 員 木 村 修